

## 津山市議会議員の「議員報酬を2%引き下げる」条例案を可決

## 賛成・反対討論の結果、賛成多数で「引き下げ」を決定

3月定例会最終日の19日の会議の冒頭、議員からの提出議案(「議案会」と称します)として「市議会議員の議員報酬引き下げ」に関する条例案が追加提案されました。

まず、この議案を提出した議員から「議員報酬の2%引き下げを行いたい」とする提案理由の説明が行われました。これを受け、議員個人または会派として、この議案にどのような理由で賛成し反対するのかを明らかにするため、意見を交わす「討論」を行いました。その要旨を紹介します。

## 反対討論→報酬だけではなく定数も削減を

新風会 岡田康弘

報酬の2%カットでは議員一人当たり年間15万円の削減であり、現在の議員数による効果額は年間わずか405万円である。一方、議員一人当たりの報酬は年間約1,146万円である。当然、より効果的である議員定数削減が求められている。市民が納得する定数削減と報酬削減をセットとした改革案を示すべき。私たち新風会は短絡的な2%カットのみの内容には反対する。

## 反対討論→改革するならより大胆に

津山誠心会議 中島完一

2%削減では、議員一人当たり月額9,300円、年間15万円の削減額であり、定数28人の削減総額は年間420万円となるが、議会経費全体の削減を考えるなら、議員定数削減を考えるべきで、「定数削減」は未だ本格的な議論がなされておらず、津山誠心会議としては、議員定数の削減の議論のない議案に反対し、市民理解の得られる議論がなされることを強く念願する。

## 賛成討論→意見一致する部分で値下げへ

日本共産党津山市議団 末永弘之

議員報酬の下げ率が少ないとか、議員定数も考えるべきだとか、様々な意見があるが、「意見の違い」を主張すれば実質的に報酬は下がらず、現状維持が続くことになる。その事を最大限考慮して、「下げ幅は少ない」かもしれないが、皆で実現が出来る、一致する部分で実施すべきと思いい提案に賛成である。

## 反対討論→市民困窮の時、値下げ率が低すぎるのでは

山田 誠

土地開発公社の破たん整理、長期財政は異常事態の中、市長報酬は3割カットに賛成した。職員給与も25年度削減方向となる。さらには財政逼迫に伴い、市民負担の増加はより顕著となる。しかし議員報酬においては、全国自治体の標準報酬額より約4万円高く、議会費全体においても約8,800万円も多い。まずは議員自身が身を切る覚悟が必要。

## 委員長報告に対する討論

3月19日(火)の本会議で、総務文教、厚生、産業、建設水道委員会の各常任委員長から、3月定例会に提案された各付託議案の審査結果の報告が行われ、委員長報告に対する討論が行われました。これは、各議員及び会派がどの案件にどのような理由で賛成し、反対するのかを明らかにするものです。3月定例会では5人が討論を行いました。その要旨を紹介します。

## 阿波小学校 条例中より削除に反対

津山新風会議 小椋 多

少子・高齢化の波により本格的な人口減少時代を迎えた今日、小中学校の適正規模・適正配置の問題は今後の大きな課題となる。施設の耐震化と併せ、真摯に考えなくてはならない。阿波小統合のプロセスは感心できるものではないが、今後の教訓として活かしより良い津山の教育の礎となることを望みたい。

## 津山市職員の給与削減条例に会派として反対

新風会 松本義隆

国はアベノミクス効果で民間企業に従業員の給与を上げてくれと頼み、またデフレからの脱却をめざして動き始めている時になぜ職員の給与を削減するのか。我々議員報酬の削減が2%だけで、定数削減の方向が示されていない。他都市、国、県の動向など、経済全体の流れを見極めてからでも遅くはない。他の議案は賛成。

## 農林業を通じ、津山を活性化させる取り組みを推進すべし

山田 誠

24年度補正・25年度当初予算は、農林業施策における市独自の施策内容に乏しい。地域内での販売計画などが主であり、独自のプランを充実させるべき。PPP交渉を間近に控える中、市と農協のトップ会議が実現するやに聞いており、この交流を通じ、津山の農林業を活性化させる実のある取り組みを願いたい。

## 「被害者」が責任をとり「加害者」が沈黙

日本共産党津山市議団 久永良一

無謀でズサンな大型公共事業をやりすぎた、関わりすぎたことが財政危機の大きな原因の一つである。無謀な流通センター造成工事などで、またもや市民は、その尻拭いをしなければいけなくなった。25年度予算と議案は、大型公共事業をした関係者が責任をとるものとなっていない点に関して反対。

## 反省がなければ進歩も発展もない

市民と歩む会 河本英敏

戦前の治安維持法によって平和を求めた知識人、宗教家など多くの国民がその犠牲となった。こうした人々に、国家賠償法による賠償と謝罪をすべきである。日本が敗戦にあたり、ポツダム宣言を受け入れたにもかかわらず、治安維持法が人道に反する悪法と認めようとしない、こうした姿勢は理解されない。